

## 乳幼児健診の評価に関する研究

### 一 北海道における乳幼児健康診査委託医療機関の実態 一

(平成4年度現在)

南部 春生, 沢田 博行, 服部 哲夫

Key Word: 北海道、乳幼児健康診査、委託医療機関

研究目的: わが国における母子保健サービス事業の中で、乳幼児健康診査については国レベルでは出生後3カ月と3歳児で、市町村レベルでは1歳6カ月児を対象に実施されており、3歳児に対する視覚、聴覚アンケート調査も含めて受診率も高く、その目的は十分に果されてきた。今後は改めて今日的視野にたった乳幼児健康診査が強く求められ、従来の健康診査、保健指導を評価しながら抜本的な施策の展開が必要になると考えられる。

ここでは 1) 先ず北海道においては、乳幼児健康診査がどのようにして医療機関に委託され、実施されているかの把握、2) その実態を踏まえて今後の施策に対応するには医療機関としてどのような体制づくりを考慮しなければならないか、またどのような健康診査、保健指導内容をもって望むべきかを検討することを目的とした。

研究方法: 初年度は北海道における「医療機関に委託して実施する乳幼児健康診査」の実態調査を、北海道保健環境部母子保健係の協力で行った。対象は北海道内56保健所、204市町村

で、調査内容は、1) 乳幼児健康診査の委託先、  
・即ち契約の相手方、郡市医師会と契約している市町村、地元の小児科医会会長と契約している市町村数、2) 乳幼児健康診査の対象月令令である。

研究結果: 1. 乳幼児健康診査の委託先

1) 契約の相手方(表1)は、郡市医師会会長に委託は15市町村、地元の小児科医会会長は3市町村、その他任意に委託していると思われるのは36市町村で、164市町村(80%)では該当なしの返答であった。

表1. 契約の相手方

郡市医師会会長	15市町村
地元の小児科医会会長	3 "
その他の	36 "
該当なし	162 "
合計	204 "

\* 一部重複あり

2) 郡市医師会と契約している市町村は、表2の如く委託健診の月令は、札幌市6カ月、千歳市10カ月、栗山町1カ月以外は12市町村がすべ

て1歳6カ月児であり、これは道内の特定地域に限られていた。

表2. 郡市医師会会長と契約している市町村

市町村名	月 齢	市町村名	月 齢
札幌市	6カ月	帯広市	1歳6カ月
千歳市	10 "	音更町	"
栗山町	1 "	士幌町	"
南茅部町	1歳6カ月	上士幌町	"
鹿部町	"	芽室町	"
砂原町	"	中札内村	"
森 町	"	更別村	"
		幕別町	"

3) 地元の小児科医会会長と契約している市町村は表3の如くで、苫小牧市の4・10カ月健診は実際には市医師会から小児科医会会長委託であり、3カ月・1歳6カ月・3歳児以外の月令で実施されている。芽室町、中札内村の3カ月は地元の小児科医の直接委託と思われた。

表3. 地元の小児科医会会長と契約している市町村

市町村名	月 齢
苫小牧市	4・10カ月
芽室町	3カ月
中札内村	"

2. 乳幼児健康診査の対象月年令(表4)

表4 乳幼児健康診査の対象月齢(年齢)

1～5カ月	32	市町村
6～11カ月	20	"
1歳～2歳	21	"
合計	63	"

\* 一部重複あり

任意に委託されていると思われる医療機関における乳幼児健康診査は表に示す如くで、1～5カ月児32市町村、6～11カ月児20市町村、1歳～2歳児21市町村で、過疎地域特性が強くなるかわれた。

考察と課題: この度の調査は北海道における委託医療機関の実態把握に終わったが、医療機関に委託している市町村は54市町村の20%に過ぎず、殆どどの市町村は従来型の健診体制で実施していた。またその委託方法については郡市医師会長を通して市町村が殆んどで、一部は地元の小児科へ直接委託の形をとっていると思われた。ここで問題となることは、1) 仮に市町村自治体が郡市医師会に乳幼児健康診査事業を委託するとしても、医師会内部に乳幼児健康診査の受け皿となる体制がおかれているかどうかということ、2) また行政・医師会の連携を通して乳幼児健康診査を担当する小児科医、その他の医師が十分な健診体制でこの役割を果たすことが可能か、その当面の実態を医師会、小児科医会で調査する必要があること、3) 現状の充実した市町村保健所業務の中で医師の担当部分とその他の業務である、歯科・栄養士・保健婦ほかとの強い連携を地域地域でどのようにするのか、

4) 委託の月年令を3カ月・1歳6カ月・3歳のすべてにまたがるか、そのいずれかの月年令から導入して次第にその全部を担当するか、さらに必要に応じて他の月年令を担当するのか、5) いずれにしても医療機関のもつ質的・量的資源によってその選択に差のあることを十分に配慮することが必要となろう。

次年度以降の研究では上記の課題を調査し可

能な限り明確にする予定を立てているが、

6) さらに乳幼児健康診査の時期は乳幼児の成長発達に即した適切な時期を再考して決定すべきで、それは概して①胎児期の出生前小児保健指導、②新生児期(早期)、③生後1カ月、④1-4カ月、⑤4-10カ月、⑥10-18カ月、⑦18-36カ月、⑧3-5歳、⑨就学時前、⑩就学後ときめ細かに、理解し易く、指導しやすい内容を提示し、健診体制の質の向上に努めることが重要と考えた。

まとめ： 北海道における乳幼児健康診査の委託医療はきわめて少く、将来この業務の委託を受けるとしても多くの課題をクリアーする必要があることを報告した。また適切な健診時期の再考と今日的視野にたった健康診査、保健指導の内容を充実させ、医療機関の質的向上をはかり、保健所業務との連携の重要性に触れた。



## 検索用テキスト OCR(光学的文字認識)ソフト使用

論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります



研究目的:わが国における母子保健サービス事業の中で、乳幼児健康診査については国レベルでは出生後3ヵ月と3歳児で、市町村レベルでは1歳6ヵ月児を対象に実施されており、3歳児に対する視覚、聴覚アンケート調査も含めて受診率も高く、その目的は十分に果されてきた。今後は改めて今日的視野にたった乳幼児健康診査が強く求められ、従来の健康診査、保健指導を評価しながら抜本的な施策の展開が必要になると考えられる。

ここでは 1)先ず北海道においては、乳幼児健康診査がどのようにして医療機関に委託され、実施されているかの把握、2)その実態を踏まえて今後の施策に対応するには医療機関としてどのような体制づくりを考慮しなければならないか、またどのような健康診査、保健指導内容をもって望むべきかを検討することを目的とした。